



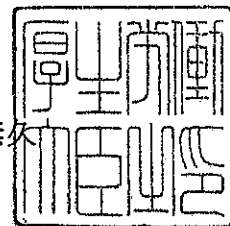
厚生労働省発基0304第7号

平成 27年 3月 4日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に  
基づき、別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」  
について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働時間等設定改善推進助成金の廃止

労働時間等設定改善推進助成金を廃止すること。

第二 職場意識改善助成金の支給要件の追加等

職場意識改善助成金の支給に当たり、中小企業事業主が作成する労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二十八条第一号ロの規定に基づく計画に記載する労働時間等の設定の改善のための措置に、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置及び情報通信技術を活用した勤務のうち、その中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所（いわゆる「サテライトオフィス」）において一週間に一日以上当該勤務を行うものを可能とする措置を追加すること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。